

山梨県公報

第千四百六十三号

平成十六年

三月二十五日

木曜日

目次

告示

| | |
|-------------------------|-----|
| 保安林の指定の解除 | 二二五 |
| 保安林の指定の解除の予定 | 二二五 |
| 道路の区域変更(二件) | 二二五 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可 | 二二六 |
| 換地計画の適当決定 | 二二六 |
| 変更後の県営土地改良事業計画書の写しの縦覧 | 二二六 |
| 換地計画の適当決定 | 二二七 |
| 公告 | |
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件) | 二二七 |
| 国土調査の成果の認証 | 二二八 |
| 一般競争入札について | 二二八 |
| 開発行為に関する工事の完了について | 二二九 |
| 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について | 二二九 |
| 人事委員会 | |
| 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 | 二二〇 |
| 公安委員会 | |
| 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正 | 二二三 |
| 遊技機の型式の検定 | 二二三 |
| 正誤 | |
| 平成十六年二月二十六日付け第千四百五十五号中 | 二二三 |

告示

山梨県告示第百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十六年三月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
北巨摩郡大泉村西井出字石堂八二四〇の九九七、八二四〇の七四八二、八二四〇の七四八三

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

山梨県告示第百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十六年三月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 解除に係る保安林の所在場所

- 北巨摩郡大泉村西井出字石堂八二四〇の八六〇、八二四〇の二〇七九、八二四〇の四〇五三

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

山梨県告示第百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山中湖忍野富士吉田線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|---|------|------|-----------------|--------------|
| | 旧 | 新 | | |
| 富士吉田市大字下吉田字大溝二三八二番の六地先から 富士吉田市大字下吉田字板取原二二〇二番の二地先まで | 七・五 | 二五・〇 | 一〇・五 | 三八五・〇 |
| | 二・三丁 | 三七・〇 | 六・二 | 三八五・〇 |
| 富士吉田市大字上吉田字鳥居下三七七六番地先から 富士吉田市大字上吉田字鳥居下三八六四番の二地先まで | 二・三丁 | 二五・〇 | 六・二 | 一七四・五 |
| | 二五・〇 | 三〇・〇 | 一六〇・五 | 一六〇・五 |

山梨県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|---|------|------|-----------------|--------------|
| | 旧 | 新 | | |
| 富士吉田市大字上吉田字鳥居下三八七〇番の五地先から 富士吉田市大字下吉田字新屋敷一六一番の二地先まで | 一〇・五 | 一四・五 | 二八・八 | 二〇八・三 |
| | 二八・八 | 四〇・〇 | 二〇八・三 | 二〇八・三 |

山梨県告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年三月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称
甲府市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業 三・四・九号善光寺町敷島線（德行）
- 三 事業施行期間
平成三年十一月二十八日から平成十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
なし

山梨県告示第百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、豊富村長から認可申請のあった沼久保地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十六年三月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十六年三月二十六日から同年四月二十二日まで
- 三 縦覧場所
豊富村役場
- 四 異議申出期間
平成十六年四月二十三日から同年五月七日まで

山梨県告示第百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（富沢地区県営中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十六年三月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十六年三月二十六日から同年四月二十二日まで
- 三 縦覧場所
南部町役場
- 四 異議申立期間
平成十六年四月二十三日から五月七日まで

山梨県告示第四百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、須玉町長から認可申請のあった多麻地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十六年三月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧場所
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十六年三月二十六日から同年四月二十二日まで
- 三 縦覧場所
須玉町役場
- 四 異議申立期間
平成十六年四月二十三日から同年五月七日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十六年三月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年三月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
1 名称 特定非営利活動法人 山梨・水と森の会
2 代表者の氏名 山田謙二郎
3 主たる事務所の所在地 甲府市朝日一丁目五番地十六号
4 定款に記載された目的
この法人は「水なくして未来なし」を基本理念として、山梨県民に対して水と森とが貴重な地域資源であることを啓蒙・啓発するための政策提言を行ない、自然環境の保護と有効活用を寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年三月十二日から同年五月十二日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十六年三月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年三月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
1 名称 特定非営利活動法人 やまなし社会教育フォーラム
2 代表者の氏名 盛池雄歩
3 主たる事務所の所在地 北都留郡上野原町上野原六百六十一番地の四
4 定款に記載された目的

この法人は、学校教育では多くを学ぶことのできないビジネス的知識・技術を、あらゆる層の人々と共に学び合う仕組みを提供することを目的とする。子供たちには学科学習の場において、社会、ビジネスの仕組みを体験させる場を設け、社

公 告

会人向けには、ビジネス関連の著者の講演、セミナーなどを開催するなど、市民のビジネス分野へのアプローチを図り、経済産業に強い人材を育成することにより、山梨県の産業振興に寄与する。

三 縦覧期間 平成十六年三月十二日から同年五月十二日まで

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十六年三月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 調査を行った者の名称

身延町

二 調査を行った時期

平成十四年八月二十九日から平成十五年三月十九日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

身延町下山の一部地区

五 認証年月日

平成十六年三月十五日

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年三月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

山梨県土木積算システム用パソコン等 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成十六年六月一日から平成十九年七月三十一日まで

4 納入場所
知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十五年山梨県告示第百四十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

3 この公告に示す借入物品等に係る保守を迅速に行うことができる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部

土木総務課技術管理室技術情報担当 電話〇五五 二二三 一六八三

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十六年四月十四日までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十六年三月三十一日午後二時 山梨県庁（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一

号）県民会館六階六〇二会議室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成十六年四月十四日までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県土木部土木総務課技術管理室技術情報担当まで持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成十六年五月六日午後二時 山梨県庁（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）

北別館六階六〇一会議室

6 郵送による入札書の受領期間及び場所

平成十六年四月三十日午後五時までに山梨県土木部土木総務課技術管理室技術情報担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

7 入札方法

入札金額は月額料とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、月額料として見積もった金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九十九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 入札の効力

この公告に係る入札については、この公告に示す借入物品等に係る平成十六年度の予算が成立し、平成十六年四月一日以降に当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じる。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Subject matter of the contract to be procured Personal Computers for Civil

Engineering Department, Yamanashi Prefectural Government

2 Date and time for tender

2:00PM May 6,2004

3 Bureau in charge

Technical Administration Office, Administrative Division for Civil Engineer
ring, Civil Engineering Department, Yamanashi Prefectural Government, 1-6-1
Marunouchi, Kofu-shi, Yamanashi-Ken 400-8501 Japan
TEL : 055-223-1683

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡山中湖村山中字見通道下一〇三二の六及び一〇三二の九並びに字出口道下一〇六三の一、一〇六三の二、一〇六四の一、一〇六四の二、一〇六九の一及び一〇六九の三並びに字杏木道下九九五の二二及び九九五の一四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大月市大月一丁目十七番二十三号 医療法人社団富士厚生会 理事長 小俣二也

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

韮崎市旭町上條南割字二階屋四七七の一、四七七の二、四七八の二、四七九の二、四八〇の二、四八一の一、四八二の二四及び四八二の二五

二 公共施設の種類の、位置及び区域

| 公共施設の種類の | 位置及び区域 |
|----------|---------|
| 道 路 | 次の図のとおり |

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 南アルプス市藤田千四百九十一番地二 有限会社エム・シー・エス 代表取締役
 河西哲夫

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十一号

職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月二十五日

山梨県人事委員会
 委員長 坂本 宏

職員に関する規則の一部を改正する規則
 職員に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同項第五号中「B」を「B」に改め、同項第七号とし、同項第四号中「A」を「A」に改め、同項第六号とし、同項第三号の次に次のように加える。

四 資格免許職員採用試験

五 民間企業等職務経験者職員採用試験

別表第一の一の表職員採用上級試験の項中第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 医療職給料表（三）級別標準職務表の職務の級一級の職
 別表第一の一の表職員採用中級試験の項を次のとおり改める。

職員採用中級試験

医療職給料表（二）級別標準職務表の職務の級一級の職及び二級の職

別表第一の一の表職員採用初級試験の項の次に次のように加える。

資格免許職員採用試験

医療職給料表（二）級別標準職務表の職務の級一級の職及び二級の職

民間企業等職務経験者職員採用試験

行政職給料表級別標準職務表の職務の級二級の職及び四級の職

別表第二中 「教養試験（五肢選択）」を「教養試験」に改め、同表職員採用上級試験の項中

| | |
|----|---|
| 司書 | 主として図書に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 |
|----|---|

を

| | | |
|-----|---|--------------------------------|
| 保健師 | 主として保健指導に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 | 教養試験（五肢選択）及び記述人物試験論文 身体検査 資格調査 |
| 司書 | 主として図書に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 | |

に改める。

別表第二職員採用中級試験の項中

| | |
|-----|--|
| 栄養士 | 主として栄養学に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 |
| 司書 | 主として図書に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 |

を

| | |
|-----|--|
| 栄養士 | 主として栄養学に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 |
|-----|--|

に

改め、同表職員採用初級試験の項の次に次のように加える。

資格免許職職員採用試験

| | | |
|---------|--|--|
| 診療放射線技師 | 主として診療放射線に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 | 教養試験 人物試験 人物試験 作文 身体検査 資格調査 |
| 臨床検査技師 | 主として臨床検査に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 | |
| 衛生検査技師 | 主として衛生検査に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 | |
| 臨床工学技士 | 主として臨床工学に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 | |
| 理学療法士 | 主として理学療法に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 | |
| 作業療法士 | 主として作業療法に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 | |
| 視能訓練士 | 主として視能訓練に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 | |

別表第二備考二中「五肢選択式」の下に「又は五肢選択式及び記述式」を加える。
別表第三の一の表中

| | | | | |
|------------------|----|-------|---|--|
| 民間企業等職務経験者職員採用試験 | 行政 | 歯科衛生士 | 主として歯科衛生に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 | 教養試験 人物試験 人物試験 論文 身体検査 資格調査 |
|------------------|----|-------|---|--|

改める。

別表第四職員採用上級試験の項中「の考」ただし、獣医師の試験職種にあつては試験の公告の日の属する年度の四月一日現在で満二十三歳以上三十一歳未満の者」を「獣医師の試験職種にあつては満二十三歳以上満三十一歳未満、保健師の試験職種にあつては満二十九歳未満」の者」に、

| | | | |
|-----|----------------|-----|-----------------------|
| 栄養士 | 管理栄養士名簿の登録 | 栄養士 | 管理栄養士名簿の登録又は管理栄養士の免許 |
| 農業 | 改良普及員（農業経営）の資格 | 農業 | 改良普及員（農業経営）又は改良普及員の資格 |

を

に改め、

| | |
|----------|--------------------|
| 生活改 良 | 改良普及員（生活経 営）の資格 |
| 司書 | 司書の資格 |

| | |
|----------|-------------------------------|
| 生活改 良 | 改良普及員（生活経 営）又は改良普及員 の資格 |
| 司書 | 司書の資格 |
| 保健師 | 保健師の免許 |

同表職員採用中級試験の項受験資格の欄を次のように改める。

試験の公告の日の属する年度の四月一日現在
で満十九歳以上満二十一歳未満の者であつて
、栄養士の免許を現に有し、又は試験の公告
の日の属する年度の三月三十一日までに当該
免許を取得する見込みがあるもの

別表第四中

職員採用初級試験

試験の公告の日の属する年度の四月一日現
在で満十七歳以上満二十一歳未満の者

職員採用初級試験

試験の公告の日の属する年度の四月一日現
在で満十七歳以上満二十一歳未満の者

資格免許職員採用試験

試験の公告の日の属する年度の四月一日現
在で満二十九歳未満の者であつて、次の表
の上欄に掲げる試験職種について、それぞ
れ同表下欄に掲げる資格若しくは免許を現
に有しているもの又は試験の公告の日の属
する年度の三月三十一日までに当該資格若
しくは免許を取得する見込みがあるもの

| | |
|-------------|------------|
| 診療放射線 技師 | 診療放射線技師の免許 |
| 臨床検査技 師 | 臨床検査技師の免許 |
| 衛生検査技 師 | 衛生検査技師の免許 |

に

を

| | | |
|----------------------|------------|-----------|
| 民間企業等職務経験者職員採用 試験 | 臨床工学技 士 | 臨床工学技士の免許 |
| | 理学療法士 | 理学療法士の免許 |
| | 作業療法士 | 作業療法士の免許 |
| | 視能訓練士 | 視能訓練士の免許 |
| | 歯科衛生士 | 歯科衛生士の免許 |

試験の公告の日の属する年度の四月一日現
在で満二十九歳以上満三十四歳未満の者で
あつて、当該年度の試験を最初に実施する
日の前月末日現在で民間企業等における職
務経験を五年以上有するもの

改め、同表小中学校栄養職員採用試験の項中「満二十六歳未満の者」を「満二十九歳未
満の者であつて、」に改める。
別表第六の一の表の部分の部分を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 医師 | 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）による医師の免 許 |
| 歯科医師 | 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）による歯科 医師の免許 |
| 義肢装具士 | 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）による義 肢装具士の免許 |
| 歯科技工士 | 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）による歯 科技工士の免許 |
| あん摩マッサージ指 圧師 はり師 きゆう師 柔道整復師 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関す る法律（昭和二十二年法律第二百一十七号）によるあん摩 マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の免許又は柔道整 復師法（昭和四十五年法律第十九号）による柔道整復師 の免許 |

助産師
看護師
准看護師

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
による助産師、看護師、准看護師の免許

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第二十号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十六年三月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

別表第一中

| | | | |
|-----|--|---------------|----------------------|
| 一三一 | 南アルプス市十日市場一、五二 二番地の八先（国道五二号甲西 道路と県道葦崎榊線バイパス との丁字路交差点） | 若草榊形イン ター西 | 平成一五年二月一八日 告示第八八号 |
|-----|--|---------------|----------------------|

を

| | | | |
|-----|---|--------------|----------------------|
| 一三一 | 南アルプス市十日市場一、五二 二番地の八先（国道五二号甲西 道路と県道葦崎榊線（新 山梨環状道路）との十字路交差 点） | 南アルプスI C西 | 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 |
|-----|---|--------------|----------------------|

に改める。

別表第二中

| | | | |
|----|------------------------|---------------------|------------------------------|
| 一五 | 東山梨郡三富村大字 川浦字上広瀬一、八 | 雁坂トン ネル内県 道路公 | 山梨県 日下部 告示 平一〇・四・三〇 |
|----|------------------------|---------------------|------------------------------|

二〇番地の二先（国
道一四〇号雁坂トン
ネル）

境付近

社

第二号

を

| | | | | |
|----|---|--------------------------|-----|------------------------------|
| 一五 | 東山梨郡三富村大字 川浦字上広瀬一、八 二〇番地の二先（国 道一四〇号雁坂トン ネル） | 雁坂トン ネル内県 道路公 社 | 山梨県 | 日下部 告示 平一〇・四・三〇 第二号 |
|----|---|--------------------------|-----|------------------------------|

| | | | | |
|----|---|-----------------------------|------------|----------------------------|
| 一六 | 甲府市桜井町字内山 一、〇六二番の一、二 九地先（国道一四〇 号西関東連絡道路） | 大蔵経寺 山トンネ ル甲府市 側入口 | 山梨県 土木部 | 甲府 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 |
|----|---|-----------------------------|------------|----------------------------|

| | | | | |
|----|--|------------------------------|------------|----------------------------------|
| 一七 | 東山梨郡春日居町大 字鎮目字日影二、〇 〇三番地先（国道一 四〇号西関東連絡道 路） | 大蔵経寺 山トンネ ル春日居 町側入口 | 山梨県 土木部 | 日下部 告示 平一六年三月二五日 告示第二〇号 |
|----|--|------------------------------|------------|----------------------------------|

に改める。

別表第四中

を

| | | | | | |
|-----|------------------|---|----|---------------------|---------------------------------|
| 四六五 | 県道高 根富士 見線 | 北巨摩郡小淵沢町三、 一四番地一先（小淵 沢インター入口交差点 左折導流部出口）（三 〇メートル） | 車両 | 車両進行 東から西 へ終日 | 長坂 平成一五年一 二月一八日 告示第八八号 |
|-----|------------------|---|----|---------------------|---------------------------------|

を

| | | | | | |
|-----|------------------|---|----|---------------------|---------------------------------|
| 四六五 | 県道高 根富士 見線 | 北巨摩郡小淵沢町三、 一四番地一先（小淵 沢インター入口交差点 左折導流部出口）（三 〇メートル） | 車両 | 車両進行 東から西 へ終日 | 長坂 平成一五年一 二月一八日 告示第八八号 |
|-----|------------------|---|----|---------------------|---------------------------------|

| | | | | | |
|-----|-----|------------|----|------|--------------|
| 四六六 | 県道葦 | 南アルプス市鏡中條一 | 車両 | 車両進行 | 小笠 平成一六年三 |
|-----|-----|------------|----|------|--------------|

| | | | | | | |
|--|--|---------------------------------|-----|--|--|---------------|
| | | 一、八八一番地一先 (油川下流側道橋西 詰交差点) | る車両 | | | 二五日 告示第二〇号 |
|--|--|---------------------------------|-----|--|--|---------------|

に改める。
別表第六中

| | | | | | | |
|-----|----|---|--------|----|------|---------------------|
| 四六四 | 町道 | 南都留郡富士河口湖町船津五、二三八番地の一先(パチンコB M東側丁字路交差点) | 南進する車両 | 終日 | 富士吉田 | 平成一六年三月一日 告示第一六号 |
|-----|----|---|--------|----|------|---------------------|

を

| | | | | | | |
|-----|----|---|--------|----|------|---------------------|
| 四六四 | 町道 | 南都留郡富士河口湖町船津五、二三八番地の一先(パチンコB M東側丁字路交差点) | 南進する車両 | 終日 | 富士吉田 | 平成一六年三月一日 告示第一六号 |
|-----|----|---|--------|----|------|---------------------|

に改める。
別表第十中

| | | | | | | |
|-----|----|---------------------------------|--------|----|-----|----------------------|
| 四六五 | 市道 | 南アルプス市鏡中條二、一四八番地先(油川上流側道橋西詰交差点) | 南進する車両 | 終日 | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 |
|-----|----|---------------------------------|--------|----|-----|----------------------|

| | | | | | | |
|-----|----|----------------------------------|--------|----|-----|----------------------|
| 四六六 | 市道 | 南アルプス市鏡中條一、八八一番地一先(油川下流側道橋西詰交差点) | 北進する車両 | 終日 | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 |
|-----|----|----------------------------------|--------|----|-----|----------------------|

| | | | | | | |
|-----|----|----------------------------|--------|----|-----|----------------------|
| 四六七 | 市道 | 南アルプス市寺部一、八四五番地一先(寺部交差点北側) | 東進する車両 | 終日 | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 |
|-----|----|----------------------------|--------|----|-----|----------------------|

| | | | | | | |
|-----|----|--------------------------------|--------|----|-----|----------------------|
| 四六八 | 市道 | 山梨市上神内川一、〇五一番地の一先(山梨市役所東交差点東側) | 北進する車両 | 終日 | 日下部 | 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 |
|-----|----|--------------------------------|--------|----|-----|----------------------|

に改める。

別表第八中

| | | | | | | |
|----|------------------|-----------------------------------|--------|----|----|-----------------------|
| 二六 | 県道 富士川 身延線 | 南巨摩郡南部町井出二、二〇八番地の内一先(県道富士川身延線分岐部) | 南進する車両 | 終日 | 南部 | 平八・八・二九 告示 第三八号 |
|----|------------------|-----------------------------------|--------|----|----|-----------------------|

を

| | | | | | | |
|----|------------------|-----------------------------------|--------|----|----|-----------------------|
| 二六 | 県道 富士川 身延線 | 南巨摩郡南部町井出二、二〇八番地の内一先(県道富士川身延線分岐部) | 南進する車両 | 終日 | 南部 | 平八・八・二九 告示 第三八号 |
|----|------------------|-----------------------------------|--------|----|----|-----------------------|

を

| | | | | | | |
|----|-------------------------------|-------------------------------|------------------|----|-----|----------------------|
| 二七 | 県道 富士川 身延線 (新山梨環状道路) | 南アルプス市寺部二、三六三番地先(南アルプスIC流出入部) | 南アルプスIC方向へ北進する車両 | 終日 | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 |
|----|-------------------------------|-------------------------------|------------------|----|-----|----------------------|

に改める。
別表第十中

| | | | | | | |
|-------|-----------------|------------------------|--|---|-----|----------------------|
| 一、〇六二 | 県道 力小屋 敷線 | 山梨市小原西九一番地先(山梨市役所東)交差点 | | 三 | 日下部 | 平成一四年六月一三日 告示第一九号 |
|-------|-----------------|------------------------|--|---|-----|----------------------|

を

| | | | | | | |
|-------|-----------------|------------------------|--|---|-----|----------------------|
| 一、〇六二 | 県道 力小屋 敷線 | 山梨市小原西九一番地先(山梨市役所東交差点) | | 四 | 日下部 | 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 |
|-------|-----------------|------------------------|--|---|-----|----------------------|

に

| | | | | | | |
|-------|----|---------------------------------|--|---|----|---------------------|
| 五、〇二五 | 町道 | 東八代郡石和町唐柏三四五番地先(石和西小学校北側丁字路交差点) | | 二 | 石和 | 平成一六年三月一日 告示第一六号 |
|-------|----|---------------------------------|--|---|----|---------------------|

| | | | | |
|---|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|
| 五、〇二九 | 五、〇二八 | 五、〇二七 | 五、〇二六 | 五、〇二五 |
| 県道 嶺道 （新山） 梨環状 道路・ 側道部 外回り （線） | 県道 嶺道 （新山） 梨環状 道路・ 側道部 | 県道 嶺道 （新山） 梨環状 道路・ 側道部 | 県道 嶺道 （新山） 梨環状 道路・ 側道部 | 町道 |
| 南アルプス市鏡中條一、一八八番地一先（鏡中條南交差点東側・左折導流部） | 南アルプス市鏡中條一、〇五四番地五先（鏡中條交差点） | 南アルプス市寺部一、九〇七番地先（寺部交差点） | 南アルプス市寺部二、三六三番地先（南アルプスIC入口交差点） | 東八代郡石和町唐柏三四五番地先（石和西小学校北側丁字路交差点） |
| 一 | 三 | 四 | 四 | 二 |
| 小笠原 | 小笠原 | 小笠原 | 小笠原 | 石和 |
| 平成一六年三月二五日 告示第一〇号 | 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 | 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 | 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 | 平成一六年三月一日 告示第一六号 |

| | | | |
|--|---|--|--|
| 一、〇〇六 | 一、九五 | 一、五九八 | 一、五九八 |
| 県道 嶺道 （新山） 梨環状 道路・ 側道部 内回り | 県道 嶺道 （新山） 梨環状 道路 | 市道 二 十人 三 吉線 | 市道 二 十人 三 吉線 |
| 南アルプス市寺部二、五一三番地一六先（新山梨環状道路側道との接続部）から南アルプス市鏡中條一、一五六番地先（若草ランプ交差点）ま | 南アルプス市十日市場一、五二二番地八先（南アルプスIC西交差点）から南アルプス市寺部二、五一三番地一六先（新山梨環状道路側道との接続部）までの両側 | 甲府市相生三丁目六番三〇号先（相生交番前交差点）から甲府市相生一丁目一八番八号先（今川方西側）までの両側 | 甲府市相生三丁目六番三〇号先（相生交番前交差点）から甲府市相生一丁目一八番八号先（今川方西側）までの両側 |
| 一、五八五 | 七二〇 | 一九〇 | 一九〇 |
| 車両（けん引を除く） | 車両（けん引を除く） | 車両（けん引を除く） | 車両（けん引を除く） |
| 四〇 | 五〇 | 四〇 | 四〇 |
| 小笠原 | 小笠原 | 甲府 | 甲府 |
| 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 | 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 | 平成一六年三月一日 告示第一六号 | 平成一六年三月一日 告示第一六号 |

に改める。
別表第十四中

| | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|----------------|----|-----|----------------------|
| 一、六 〇二 | 県道 葦崎 形 豊富 線 (新山 梨環 状 道路 ・ 南アル プスIC の 流入 部) | 南アルプス市鏡中 条二、一四一番地 先(Aランブウェイ との接続部)か ら南アルプス市 部二、四六四番地 一先(新山梨環状 道路側道との接続 部)まで | 一、五八五 | 車両(原付・けん引を除く。) | 四〇 | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 |
| 一、六 〇二 | 県道 葦崎 形 豊富 線 (新山 梨環 状 道路 ・ 南アル プスIC の 流入 部) | 南アルプス市寺部 二、三六三番地先 (南アルプスIC 入口交差点)から 南アルプス市吉田 六四六番地二先(南 アルプスIC料 金所)までの両側 | 二四〇 | 車両(けん引を除く。) | 三〇 | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 |

に改める。
別表第十五中

| | | | | | | | |
|-----|---|---|-------|----|----|----|--------------------------|
| 四〇七 | 県道 葦崎 形 豊富 線 (旭 バイ パス) | 葦崎市神山町武田八 一六番地先(嶋田均 方南側交差点)から 葦崎市旭町上条南割 二、九六〇番地先(旭 バイパス南詰交差 点)までの両側 | 五、三八〇 | 車両 | 終日 | 葦崎 | 平一一・八 告示 第四二二 号 |
|-----|---|---|-------|----|----|----|--------------------------|

| | | | | | | | |
|-----|---|--|-------|----|----|----|--------------------|
| 四〇七 | 県道 葦崎 形 豊富 線 (旭 バイ パス) | 葦崎市清哲町樋口四 七九番地二先(野呂 瀬正和方前)から葦 崎市旭町上条南割二 | 六、一八〇 | 車両 | 終日 | 葦崎 | 平成一六年三月二五日 告示第二 |
|-----|---|--|-------|----|----|----|--------------------|

| | | |
|----------------------------------|---------------------------------|----|
| イパス (旭 バイパス南詰交差点 までの両側) | 九六〇番地先(旭 バイパス南詰交差点 までの両側) | 〇号 |
|----------------------------------|---------------------------------|----|

に改める。
別表第十六中

| | | | | |
|-------|---------------------|---------------------------|----|---------------|
| 三、二九二 | 県道 白井 阿和 線 | 東八代郡石和町河内八二の二高 野薰作方南側 | 石和 | 五四・一・二五 三号 |
| 三、二九三 | 県道 白井 阿和 線 | 東八代郡石和町河内二一八番地 スパー河坂北側 | 石和 | 五四・一・二五 三号 |

| | | | |
|-------|----|----|----------------------|
| 三、二九二 | 削除 | 石和 | 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 |
| 三、二九三 | 削除 | 石和 | 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 |

| | | | | |
|--------|--|--|-----|------------------------------|
| 一〇、三三三 | 県道 葦崎 形 豊富 線 (新山 梨環 状 道路若 草ラン プ連絡 道路) | 中巨摩郡若草町鏡中条一、五〇 六番地先(油川下流側道橋西詰 ・西進車両) | 小笠原 | 平成一三年二 月二七日 告示第五五 号 |
|--------|--|--|-----|------------------------------|

| | | | |
|--------|----|-----|--------------------------|
| 一〇、三三三 | 削除 | 小笠原 | 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
|--------|----|-----|--------------------------|

| | | | |
|--------|----|---|-------------------------------|
| 一〇、七五三 | 市道 | 大月市梁川町塩瀬五四〇番地先 (市道綱ノ上塩瀬線との丁字路 交差点・南進車両) | 大月 平成一六年三月 一日 告示第一六号 |
|--------|----|---|-------------------------------|

を

| | | | |
|--------|----|---|---------------------------------|
| 一〇、七五三 | 市道 | 大月市梁川町塩瀬五四〇番地先 (市道綱ノ上塩瀬線との丁字路 交差点・南進車両) | 大月 平成一六年三月 一日 告示第一六号 |
| 一〇、七五四 | 市道 | 南アルプス市吉田六一八番地一 先(名取宏方所有畑西側・南進 車両) | 小笠原 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七五五 | 市道 | 南アルプス市十日市場一、六三 三番地五先(小池昇方所有畑東 側・北進車両) | 小笠原 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七五六 | 市道 | 南アルプス市寺部二、三四二番 地一先(三木方前・南進車両) | 小笠原 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七五七 | 市道 | 南アルプス市寺部二、三六一番 地一先(荻野紀男方所有畑西側 ・南進車両) | 小笠原 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七五八 | 市道 | 南アルプス市寺部一、三九三番 地二先(荻野常弘方所有畑西側 ・南進車両) | 小笠原 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七五九 | 市道 | 南アルプス市寺部二、三九四番 地二先(岩下清次方所有畑東側 ・北進車両) | 小笠原 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |

| | | | |
|--------|----|---|---------------------------------|
| 一〇、七六〇 | 市道 | 南アルプス市寺部二、四六四番 地一先(田中清方所有畑東側・ 北進車両) | 小笠原 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七六一 | 市道 | 南アルプス市寺部二、七〇六番 地先(田中勲方所有畑南側・東 進車両) | 小笠原 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七六二 | 市道 | 南アルプス市寺部二、六七三番 地先(田中和義方所有畑西側・ 南進車両) | 小笠原 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七六三 | 市道 | 南アルプス市寺部二、六七三番 地先(中央分離帯・北進車両) | 小笠原 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七六四 | 市道 | 南アルプス市寺部二、六六五番 地一先(田中初雄方所有畑東側 ・北進車両) | 小笠原 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七六五 | 市道 | 南アルプス市寺部二、六六五番 地一先(田中初雄方所有畑北側 ・東進車両) | 小笠原 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七六六 | 市道 | 南アルプス市寺部二、六六五番 地一先(中央分離帯・南進車両) | 小笠原 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七六七 | 市道 | 南アルプス市寺部一、一八六番 地先(時田寛幸方所有畑西側・ 南進車両) | 小笠原 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七六八 | 市道 | 南アルプス市寺部一、一八六番 地先(中央分離帯・北進車両) | 小笠原 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七六九 | 市道 | 南アルプス市寺部一、九五九番 地一先(時田しまの方所有畑東 側・北進車両) | 小笠原 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七七〇 | 市道 | 南アルプス市寺部一、九五九番 地一先(中央分離帯・南進車両) | 小笠原 平成一六年三月 二五日 |

| | | | | |
|--------|------------------------------------|---|-----|------------|
| 一〇、七七九 | 市道 | 南アルプス市鏡中條一、一七七番地一先(内藤満寿代方所有畑) | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 |
| 一〇、七七八 | 市道 | 南アルプス市鏡中條一、一八七番地一先(内藤郁男方所有畑西側・北進車両) | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 |
| 一〇、七七七 | 市道 | 南アルプス市鏡中條一、一八七番地一先(内藤郁男方所有畑西側・南進車両) | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 |
| 一〇、七七六 | 市道 | 南アルプス市鏡中條一、一六二番地先(中央分離帯・南進車両) | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 |
| 一〇、七七五 | 市道 | 南アルプス市鏡中條一、一四四番地先(中央分離帯・北進車両) | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 |
| 一〇、七七四 | 市道 | 南アルプス市鏡中條一、一〇四番地先(中央分離帯・南進車両) | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 |
| 一〇、七七三 | 市道 | 南アルプス市鏡中條一、一〇一番地先(中央分離帯・北進車両) | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 |
| 一〇、七七二 | 県道櫛崎櫛形 豊富線 (新山梨環状道路・側道部外回り線) | 南アルプス市鏡中條一、一八八番地一先(鏡中條南交差点東側左折導流部出口・南進車両) | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 |
| 一〇、七七一 | 市道 | 南アルプス市寺部一、一七四番地先(北村方東側・南進車両) | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 |
| | | | | 告示第二〇号 |

| | | | | |
|--------|----|---------------------------------------|-----|------------|
| 一〇、七八〇 | 市道 | 南アルプス市鏡中條一、一七七番地一先(内藤満寿代方所有畑東側・南進車両) | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 |
| 一〇、七八一 | 市道 | 南アルプス市鏡中條一、四八三番地先(相沢秀巳方所有畑西側・南進車両) | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 |
| 一〇、七八二 | 市道 | 南アルプス市鏡中條一、四八三番地先(カルバートボックス・北進車両) | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 |
| 一〇、七八三 | 市道 | 南アルプス市鏡中條一、八三一番地先(カルバートボックス・南進車両) | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 |
| 一〇、七八四 | 市道 | 南アルプス市鏡中條二、一四八番地先(油川上流側道橋西詰交差点・南進車両) | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 |
| 一〇、七八五 | 市道 | 南アルプス市鏡中條二、一四八番地先(油川上流側道橋西詰交差点・北進車両) | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 |
| 一〇、七八六 | 市道 | 南アルプス市鏡中條一、八八一番地一先(油川下流側道橋西詰交差点・北進車両) | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 |
| 一〇、七八七 | 市道 | 南アルプス市鏡中條一、八八一番地一先(油川下流側道橋西詰交差点・南進車両) | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 |
| 一〇、七八八 | 町道 | 北巨摩郡白州町横手三四七番地一先(甲斐駒大橋西詰交差点北側側道・南進車両) | 長坂 | 平成一六年三月二五日 |
| 一〇、七八九 | 町道 | 北巨摩郡白州町横手三四七番地一先(甲斐駒大橋西詰交差点北側・南進車両) | 長坂 | 平成一六年三月二五日 |
| | | | | 告示第二〇号 |

| | | | | |
|--------|-------------------|---|----|--------------------------|
| 一〇、七九〇 | 町道 | 北巨摩郡白州町横手三四八番地 三先(甲斐駒大橋西詰交差点南 側側道・北進車両) | 長坂 | 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七九一 | 町道 | 北巨摩郡白州町横手三四八番地 三先(甲斐駒大橋西詰交差点南 側・北進車両) | 長坂 | 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七九二 | 町道 | 北巨摩郡武川村柳沢三、二〇一 番地先(柳沢三、〇九三番地高 橋方南方一六〇メートルの交差 点・北進車両) | 長坂 | 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七九三 | 町道 | 北巨摩郡武川村柳沢三、〇八六 番地二先(柳沢三、〇九三番地 高橋方南方一六〇メートルの交 差点・南進車両) | 長坂 | 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七九四 | 町道 | 北巨摩郡武川村柳沢二、五五一 番地先(柳沢三、一九〇番地小 笠原方南方一〇〇メートルの 交差点・南進車両) | 長沢 | 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七九五 | 町道 | 北巨摩郡武川村柳沢二、五〇四 番地一先(柳沢三、一九〇番地 小笠原方南方一〇〇メートル の交差点・北進車両) | 長沢 | 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七九六 | 町道 | 北巨摩郡武川村柳沢三、四六六 番地一先(佐藤勉方南側交差点 ・南進車両) | 長沢 | 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七九七 | 町道 | 北巨摩郡武川村柳沢三、五〇五 番地一先(佐藤勉方南側交差点 ・北進車両) | 長沢 | 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七九八 | 甲斐駒 ヶ岳広 域農道 | 北巨摩郡白州町大坊二九番地二 先(広域農道と県道駒ヶ岳公園 線との丁字路交差点・西進車両) | 長坂 | 平成一六年三月 二五日 告示第二〇号 |
| 一〇、七九九 | 甲斐駒 | 北巨摩郡白州町大坊三〇番地一 | 長坂 | 平成一六年三月 |

| | | | | | | | |
|-------|------------------------------------|---|-------|----|----|---------|----------------------------------|
| 一、三二八 | 県道 嶺道 形 | 南アルプス市寺 部二、五一三番 の両側 | 一、五八五 | 車両 | 終日 | 小笠 原 | 平成一六 年三月二 |
| 一、三二七 | 県道 嶺道 形 (新山 梨環状 道路) | 南アルプス市十 日市場一、五二 二番地八先(南 アルプスIC西 交差点)から南 アルプス市寺部 二、五一三番地 一六先(新山梨 環状道路側道と の接続部)まで の両側 | 七二〇 | 車両 | 終日 | 小笠 原 | 平成一六 年三月二 五日 告示第二 〇号 |
| 一、三二六 | 市道 十人三 吉線 | 甲府市相生三丁 目六番三〇号先 (相生交番前交 差点)から甲府 市相生三丁目六 番二二号先(浜 田方西側)まで の両側 | 四〇 | 車両 | 終日 | 甲府 | 平成一六 年三月一 一日 告示第一 六号 |
| 一、三二六 | 市道 十人三 吉線 | 甲府市相生三丁 目六番三〇号先 (相生交番前交 差点)から甲府 市相生三丁目六 番二二号先(浜 田方西側)まで の両側 | 四〇 | 車両 | 終日 | 甲府 | 平成一六 年三月一 一日 告示第一 六号 |

に改める。
別表第十七中

ヶ岳広
域農道
先(広域農道と県道駒ヶ岳公園
線との丁字路交差点・東進車両
)
二五日
告示第二〇号

なお、検定の有効期間は、平成十九年三月二十四日までとする。
平成十六年三月二十五日

山梨県公安委員会
委員長 鶴田美枝

| | | | | | | | |
|-------|--------------------------|--|-------|----|----|-----|----------------------|
| 一、三二九 | 豊富線 (新山梨環状道路・側道部内回り線) | 地一六先(新山梨環状道路側道部)から南アルプス市鏡中條二、一四一番地先(Aランブウェイとの接続部)から南アルプス市寺部二、四六四番地一先(新山梨環状道路側道との接続部)まで | 一、五八五 | 車両 | 終日 | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 |
| 一、三三〇 | 豊富線 (新山梨環状道路・側道部内回り線) | 南アルプス市寺部二、三六三番地先(南アルプスIC入口交差点)から南アルプス市吉田六四六番地二先(南アルプスIC料金所)までの両側 | 二四〇 | 車両 | 終日 | 小笠原 | 平成一六年三月二五日 告示第二〇号 |

に改める。

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十條第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九條第一項の規定により公示する。

| 申請者氏名又は名称及び住所 | 遊技機の種類及び区分 | 型式名 | 製造又は業者名 | 検定番号 |
|---|----------------------------|----------------------------|----------|--------|
| 京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号 | ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一) | CRぱちんこイエローキヤPTR1 | 京楽産業株式会社 | 三〇一〇八 |
| 株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地 | ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一) | CRフイバーク リムゾン ファイアG30 | 株式会社三共 | 三〇一〇六九 |
| 株式会社銀座 代表取締役 伊藤二博 愛知県名古屋市中区大幸二丁目一〇番一五号 | ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一) | CRナン タNH | 株式会社銀座 | 三〇一〇九六 |
| 株式会社銀座 代表取締役 伊藤二博 | ぱちんこ遊技機 第一種特別電動役物 | CRナン タNK | 株式会社銀座 | 三〇一〇四九 |

| | | | | | |
|---|---|-----------------------------|----------|--------|--|
| 愛知県名古屋市中幸区大幸一丁目一〇番一五号 | 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物 | | | | |
| 株式会社銀座 代表取締役 伊藤一博 愛知県名古屋市中幸区大幸一丁目一〇番一五号 | ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物 | C R ナン タ N S | 株式会社銀座 | 三〇一〇〇三 | |
| 株式会社ロデオ 代表取締役 小宮隆 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一五号 | 回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五) | カメラハイグレイ ドビジョ ン | 株式会社ロデオ | 四四〇〇〇五 | |
| 奥村遊機株式会社 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市中幸区鶴舞二丁目一番一八号 | ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号ロ(別表第三) 普通電動役物 | C R モナ キスト | 奥村遊機株式会社 | 四二〇〇三三 | |
| 奥村遊機株式会社 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市中幸区鶴舞二丁目一番一八号 | ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物 | C R モナ コパー テ イ H C | 奥村遊機株式会社 | 三〇〇九七八 | |
| 奥村遊機株式会社 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市中幸区鶴舞二丁目一番一八号 | ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物 | C R モナ コパー テ イ F C | 奥村遊機株式会社 | 三〇〇九九九 | |

| | | | | | |
|----|--|---|-------------------------|----------|--------|
| 正誤 | 株式会社ビスティ 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市中幸区鶴舞二丁目一番一八号 | 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物 | | | |
| | 株式会社ビスティ 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一二番一三三号佐藤ビル二階 | 回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五) | デジタル | ヘルコ株式会社 | 三四一〇五九 |
| | 株式会社ビスティ 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一二番一三三号佐藤ビル二階 | 回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五) | デジタル R 30 | ヘルコ株式会社 | 三四一〇六三 |
| | 株式会社ビスティ 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市中幸区鶴舞二丁目一番一八号 | ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物 | C R ファイ バーツ インズ J | 株式会社ビスティ | 四〇〇〇二〇 |
| | 株式会社ビスティ 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市中幸区鶴舞二丁目一番一八号 | ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物 | C R ファイ バーツ インズ M | 株式会社ビスティ | 四〇〇〇〇九 |
| | 株式会社ビスティ 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市中幸区鶴舞二丁目一番一八号 | 回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五) | A | 株式会社ビスティ | 四四〇〇〇六 |

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|---|---|---|
|-----|---|---|---|---|

平成十六年二月二十六日山梨県告示第九十二号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示）

一一三 下 終わりから六 次項 次項から四の項まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番